

広島県聴聞等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三十号

広島県聴聞等規則の一部を改正する規則

広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第一条 行政庁（知事及びその権限に属する事務の委任を受けた者を含む。以下同じ。）が不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(主宰者)</p> <p>第三条 主宰者は、行政庁が、聴聞の通知の時までに、広島県職員又は法令に基づき設置される審議会その他の合議制の機関の構成員のうちから指名する。</p> <p>2 主宰者に事故があるとき、又は主宰者が欠けたときには、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第一条 知事が不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(主宰者)</p> <p>第三条 主宰者は、知事が、聴聞の通知の時までに、広島県職員又は法令に基づき設置される審議会その他の合議制の機関の構成員のうちから指名する。</p> <p>2 主宰者に事故があるとき、又は主宰者が欠けたときには、知事は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。</p>
<p>(代理人)</p> <p>第五条 当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）が聴聞に関して代理人を選任した場合には、別記様式第一号の代理人資格証明書及び委任状の写し等委任の証拠となる書類を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第五条 当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）が聴聞に関して代理人を選任した場合には、別記様式第一号の代理人資格証明書及び委任状の写し等委任の証拠となる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第九条 行政庁が聴聞をするに当たって行う通知は、別記様式第六号の聴聞通知書により、聴聞の期日の一週間前までに不利益処分の名宛人となるべき者に到達するように行うものとする。</p> <p>2 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における前項の規定による通知は、別記様式第七号によるものとする。</p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第九条 知事が聴聞をするに当たって行う通知は、別記様式第六号の聴聞通知書により、聴聞の期日の一週間前までに不利益処分の名宛人となるべき者に到達するように行うものとする。</p> <p>2 不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における前項の規定による通知は、別記様式第七号によるものとする。</p>
<p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第十条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の規定による申出により又</p>	<p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第十条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出により又</p>

は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更した場合には、速やかに、その内容を当事者、参加人及び参考人に通知するものとする。

(聴聞の機会の放棄)

第十一条 当事者は、あらかじめ行政庁に届け出ることにより、聴聞の機会を放棄することができる。

(文書等の閲覧手続)

第十二条 当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人及び当事者（以下この条において「参加人等」という。）は、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧をしようとする場合には、別記様式第八号の文書閲覧申請書により行政庁に申請しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の際においては、この限りでない。

2 行政庁は、当該閲覧を許可したときには、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該参加人等に通知するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の際に当該閲覧の申請があった場合において、当該審理中に閲覧させることができないとき（閲覧を拒否をした場合を除く。）には、閲覧の日時及び場所を指定し、当該参加人等にその旨を通知するものとする。この場合において、主宰者は、当該閲覧の日以降の日を新たな聴聞の期日として定めなければならない。

4 (略)

(聴聞の審理の公開)

第十三条 行政庁は、聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときには、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所（以下この条において「公示事項」という。）を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

3 前項の方法は、行政庁の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る

職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更した場合には、速やかに、その内容を当事者、参加人及び参考人に通知するものとする。

(聴聞の機会の放棄)

第十一条 当事者は、あらかじめ知事に届け出ることにより、聴聞の機会を放棄することができる。

(文書等の閲覧手続)

第十二条 当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人及び当事者（以下この条において「参加人等」という。）は、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧をしようとする場合には、別記様式第八号の文書閲覧申請書により知事に申請しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の際においては、この限りでない。

2 知事は、当該閲覧を許可したときには、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該参加人等に通知するものとする。

3 知事は、聴聞の期日における審理の際に当該閲覧の申請があった場合において、当該審理中に閲覧させることができないとき（閲覧を拒否をした場合を除く。）には、閲覧の日時及び場所を指定し、当該参加人等にその旨を通知するものとする。この場合において、主宰者は、当該閲覧の日以降の日を新たな聴聞の期日として定めなければならない。

4 (略)

(聴聞の審理の公開)

第十三条 知事は、聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときには、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を県の事務所の掲示場に掲示しなければならない。

電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（聴聞調書等の閲覧）

第二十二條 当事者等が聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧しようとする場合には、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に、別記様式第十一号の聴聞調書等閲覧申請書により申請しなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、当該閲覧を承認したときには、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を求めた当事者等に対して書面により通知しなければならない。

（弁明の通知）

第二十三條 不利益処分の名宛人となるべき者に弁明の機会を付与するときの通知は、別記様式第十二号の弁明通知書によるものとする。

（弁明書の不提出等の場合における措置）

第二十四條 行政庁は、提出期限までに弁明書が提出されない場合、又は行政庁が口頭で弁明をすることを認めた場合でその日時に当事者が出頭しないときには、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（準用規定）

第二十五條 第五条、第十一条及び第十八條の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第五条第一項中「当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、第十八條中「当事者等及び参考人」とあるのは「当事者」と、「主宰者」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

2 (略)

（聴聞調書等の閲覧）

第二十二條 当事者等が聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧しようとする場合には、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては知事に、別記様式第十一号の聴聞調書等閲覧申請書により申請しなければならない。

2 主宰者又は知事は、当該閲覧を承認したときには、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を求めた当事者等に対して書面により通知しなければならない。

（弁明の通知）

第二十三條 不利益処分の名あて人となるべき者に弁明の機会を付与するときの通知は、別記様式第十二号の弁明通知書によるものとする。

（弁明書の不提出等の場合における措置）

第二十四條 知事は、提出期限までに弁明書が提出されない場合、又は知事が口頭で弁明をすることを認めた場合でその日時に当事者が出頭しないときには、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（準用規定）

第二十五條 第五条、第十一条及び第十八條の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第五条第一項中「当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、同条第二項中「当事者等」とあるのは「当事者」と、第十八條中「当事者等及び参考人」とあるのは「当事者」と、「主宰者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

2 (略)

書冊」を「訂正冊」に改める。

別記様式第二号中「訂正冊書冊」を「 」に改める。

別記様式第三号から別記様式第五号までの様式中「冊」を「 」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号（第9条関係）

（表）

聴聞通知書	年 月 日
様	印
（略）	
注（略）	

- 備考 1 （略）
2 不利益処分の名宛人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第8号の様式を添付すること。
3 （略）

（裏）

（略）

- （略）
- あなたは聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を行政庁に求めることができます。希望する場合には、広島県聴聞等規則（平成6年広島県規則第72号）別記様式（以下「別記様式」という。）第8号の文書閲覧申請書により申請してください。
- あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。希望する場合には、別記様式第1号の代理人資格証明書と委任状の写し等委任の証拠となる書類を行政庁に提出してください。
- ・5 （略）
- あなたは、病気その他のやむを得ない理由があれば、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- （略）

改正前

様式第6号（第9条関係）

（表）

聴聞通知書	年 月 日
殿	広島県知事 印
（略）	
注（略）	

- 備考 1 （略）
2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第8号の様式を添付すること。
3 （略）

（裏）

（略）

- （略）
- あなたは聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を知事に求めることができます。希望する場合には、広島県聴聞等規則（平成6年広島県規則第72号）別記様式（以下「別記様式」という。）第8号の文書閲覧申請書により申請してください。
- あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。希望する場合には、別記様式第1号の代理人資格証明書と委任状の写し等委任の証拠となる書類を知事に提出してください。
- ・5 （略）
- あなたは、病気その他のやむを得ない理由があれば、知事に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- （略）

様式第7号（第9条関係）

聴聞（弁明）通知書

年 月 日

様

印

（略）

聴聞の期日（弁明の機会の付与の日時、弁明書の提出期限）及び場所（提出先）、聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の名称及び所在地、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びに不利益処分の原因となる事実について記載した書面を交付しますので、本人であることを証するものを聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の事務所まで持参してください。

この公示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞（弁明）通知書の到達があったものとみなされます。

備考（略）

様式第7号（第9条関係）

聴聞（弁明）通知書

年 月 日

殿

広島県知事 印

（略）

聴聞の期日（弁明の機会の付与の日時、弁明書の提出期限）及び場所（提出先）、聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の名称及び所在地、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びに不利益処分の原因となる事実について記載した書面を交付しますので、本人であることを証するものを聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の事務所まで持参してください。

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞（弁明）通知書の到達があったものとみなされます。

備考（略）

別記様式第八号、別記様式第八号の二及び別記様式第十号中「ア種通密葬ニ」を「ア種通密葬ニ」に改める。

別記様式第十一号中「ア種」を「ア種」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第12号 (第23条関係)

(表)

弁 明 通 知 書	年 月 日
様	印
(略)	

- 備考 1 (略)
2 不利益処分の名宛人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式を添付すること。
3 (略)

(裏)

(略)
1—3 (略) 4 口頭による弁明を行うことができる場合であって、病気その他のやむを得ない理由があるときには、 <u>行政庁</u> に対し、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

改正前

様式第12号 (第23条関係)

(表)

弁 明 通 知 書	年 月 日
殿	広島県知事 印
(略)	

- 備考 1 (略)
2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式を添付すること。
3 (略)

(裏)

(略)
1—3 (略) 4 口頭による弁明を行うことができる場合であって、病気その他のやむを得ない理由があるときには、 <u>知事</u> に対し、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。